

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年7月14日提出
【ファンド名】	アジア・ウェイブ アジア中小型株成長力ファンド
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目１７番１０号
【事務連絡者氏名】	坂本 久
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目１７番１０号
【電話番号】	03-3277-1800
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

アジア・ウェイブ アジア中小型株成長力ファンド（以下「ファンド」といいます。）につき、繰上償還（信託終了）に関する議案を提案し書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行うことといたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（1）繰上償還（信託終了）の予定日

平成28年8月31日（書面決議が可決された場合、繰上償還が実施されます。）

（2）繰上償還（信託終了）の理由

当ファンドは、平成22年5月24日に設定し、主として日本を除くアジア各国の中小型株に実質的に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、当ファンドの純資産総額は減少傾向にあり、受益権口数が投資信託約款に定められた口数（30億口）を下回る状態が続いており、このまま運用を継続するよりも、当ファンドを繰上償還することが受益者のみなさまにとって有利であると判断し、投資信託及び投資法人に関する法律および当ファンドの投資信託約款に基づき繰上償還についての書面決議を行うことといたしました。

（3）繰上償還（信託終了）に関する情報の受益者に対する提供または公衆縦覧

当該繰上償還（信託終了）につきましては、平成28年7月15日現在の受益者を対象に書面決議を行うため、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面決議の日および投資信託契約の解約の理由等の事項を記載した書面決議の通知を発送します。